

奈良県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第 9 号

奈良県迷惑行為防止条例施行規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する地域を定める規則（平成 1 7 年 5 月奈良県公安委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、奈良県迷惑行為防止条例（昭和 3 9 年 4 月奈良県条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会規則で定める地域）

第 2 条 条例第 2 条の 2 第 1 項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第 3 条 条例第 1 1 条第 9 号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号）第 2 条第 4 項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第 4 条 条例第 1 1 条第 9 号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当

該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第5条 条例第11条第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

別表（第2条関係）

名 称	地 域
近鉄奈良駅南・JR 奈良駅周辺地域	奈良市の区域のうち、登大路町76番地先県庁東交差点北東角を起点として、同所から一般国道369号の北側端線を西進し、大宮町1丁目1番35号先油阪交差点北西角に至り、同所から県道木津横田線の西側端線を南進し、大森町52番地先大森町交差点南西角に至り、同所から市道大森高畑線の南側端線を南東進し、紀寺町766番地先紀寺交差点南東角に至り、同所から一般国道169号の東側端線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域並びに三条本町1番1号西日本旅客鉄道株式会社奈良駅前広場及び同駅西側広場の区域
奈良市柏木町地域	奈良市の区域のうち、一般国道24号の東側端線と市道南部第621号線の北側端線を延長した線との交点を起点と

	して、同所から同線及び同市道の北側端線を西進し、柏木町 1 1 9 番地の 2 先交差点北西角に至り、同所から市道中部第 2 6 4 号線の西側端線を南進し、柏木町 2 4 8 番地先奈良商工高校前交差点南西角に至り、同所から県道京終停車場薬師寺線の南側端線を東進し、柏木町 4 2 4 番地の 5 先柏木町交差点南東角に至り、同所から一般国道 2 4 号の東側端線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域
--	---

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。